

2017年1月18日 連合会館  
会 長 後 藤 常 康

第16回中央委員会を開催するにあたり、4点について申し上げあいさついたします。

1点目は、社会貢献活動についてです。

東日本大震災の発生から6年が経過しようとしていますが、未だに約13万4千名もの方々が避難生活を余儀なくされています。また、昨年4月におこりました平成28年熊本地震により死者50名、関連死者105名、住宅の被害は179,028棟となっています。被災地の一日も早い復興を願うとともに、改めてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。これまでサービス連合は、6つの活動領域のひとつである共生と連帯の取り組みを通じて社会貢献に努めてまいりました。今後も、私たち一人ひとりができることを確実に実行し、復興の力となれるよう努力を続けていくことを改めて確認したいと思います。

2点目は、重点政策についてです。

第16回定期大会での確認に基づき「2015-2016年度観光立国実現に向けた提言」で掲げた政策課題の実現に向け、「早期に実現を目指すべきもの」と、「早期の実現は難しいが重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要があるもの」を抽出し「重点政策」としました。具体的な提言の大項目候補については、「インバウンド」、「休日休暇改革」、「観光産業と社会」、「産業の人材育成」とし、あらたに緊急性の高い2項目「民泊サービスについて」、「貸切バス事故再発防止にむけて」を加え、今年度での実現にむけ取り組みを推進することとします。

2016年度の重点政策の実現にむけて、予算要求や国会提出法案対応など、時宜を捉えて政府・政党に対し要請を行うためにも、行政官庁や政党、連合、交運労協政策推進議員懇談会などに対し、重点政策の取り組みに関する説明を行い、理解浸透をはかることとします。また、業界団体に対する政策提言活動をつうじ、重点政策の実現にむけた意思発信を強化していきます。なお、地方自治体や地方共闘組織をつうじた要請行動については、地域の実状に応じて各地連との連携の上、取り組むこととします。

今後、新たに発生した政策課題については、その緊急性や必要性に応じ、重点政策の策定にむけた議論をつうじ、その対象に加えることとします。もうすでに、旅館業法、旅行業法の改訂議論が進んでいます。これらについても必要な対応を図ってまいります。

3点目は、組織拡大についてです。

昨年12月に発表された厚生労働省の労働組合基礎調査によると、全体では、労働組合員数は994万人で前年比5万8千人増加しましたが、雇用者総数が75万人増加したことにより推定組織率は17.3%と前年比で0.1ポイントの低下となりました。また、労働組合数も301組合減少しており近年の減少傾向に歯止めがかかっていません。一方、サービス連合の組合員は、43,035人で前年から

33名と微増となりました。全体の減少傾向に歯止めがかかっていないなか、組織人員が維持できたのは、各加盟組合の企業内・関連企業の組織拡大に対する地道な努力によって底支えがはかられた結果であり、皆さんの懸命な取り組みに対してあらためて敬意を表するものです。この1月・2月に加盟組合を訪問いたします。目的は、組織強化、春季生活闘争支援が主になると思いますが、契約社員・パートタイマー等の組織拡大や無期転換労働者の組織化についても意見交換をしてみたいと思います。さらに加盟組合と連携して今期の組織拡大目標である7,000人の実現にむけ全力を傾注して取り組みを展開したいと思います。

4点目は、2017春季生活闘争についてです。

2017春季生活闘争は、2014春季生活闘争から踏み出した歩みを引き続き進め、一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち安心して働き続けることができる環境整備とサービス・ツーリズム産業を支える人財を確保するため、中期的な賃金目標である「35歳年収 550万円」の実現にむけ取り組むこととします。取り組みにあたっては、年収改善とりわけ生活の基礎である月例賃金の引き上げにこだわる闘争を進めていくこととします。あわせて、契約社員・パートタイマー等の待遇改善に積極的に取り組んでいくこととします。また、2016秋闘において進展の見られた年間総実労働時間短縮にむけては、第三期アクションプランに基づき取り組んでいくこととします。

日本は、少子高齢化社会、人口減少社会を迎えました。労働力不足の状況にあっても産業を持続的に成長させるためには、「人財」の活躍とそれを可能にする環境整備が必要です。

限られた「人財」はそれぞれの状況もニーズも多様であり、個々人の状況に合った働き方が選択できます。かつ、加速度的に進む技術革新に対応して生産性を向上させ、それに見合った処遇が確保できるようにすること、働きがいのある人間らしい仕事の実現を可能にする「人財」への投資を求めることが重要です。

また、本年は、国連が「2017年開発のための持続可能な観光の国際年」としています。私たちの産業が、文化や歴史的・文化的遺産、自然環境の保護を可能にしながら地域の雇用や収入を生み出し、持続可能な発展のための重要な推進力となることがさらに期待されています。

そこで、2017春季生活闘争をサービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備にむけた待遇改善に取り組む闘争と位置付け、産業を支える人財を確保し魅力ある産業を実現させるために、着実な取り組みを進めていくこととします。

最後に、第15回定期大会方針に基づき設置した中期目標プロジェクトチームからの報告をいたします。中央執行委員会としてもプロジェクトチームからの報告を参考に次の4年間で到達すべき姿「運動の柱」を第17回定期大会で提案いたします。本日は、報告のみとさせていただきますが、加盟組合の皆様からのご意見をお待ちしております。なお、2013～2016年度の中期目標（3つの運動の柱）の実現にむけて、残された期間はわずかですが運動を展開してまいります。

みなさんの本中央委員会での活発な議論を要請しあいさついたします。

以上